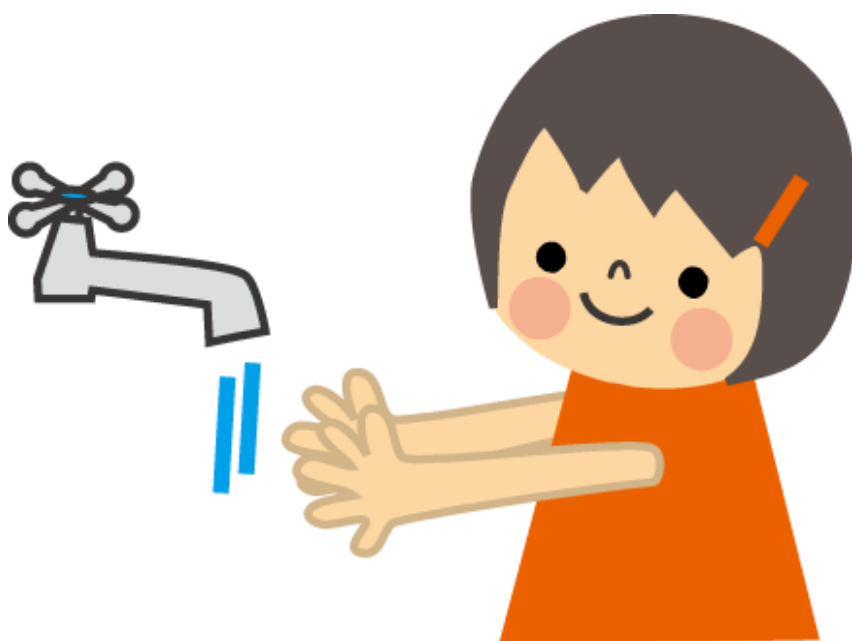


指定給水装置工事事業者マニュアル



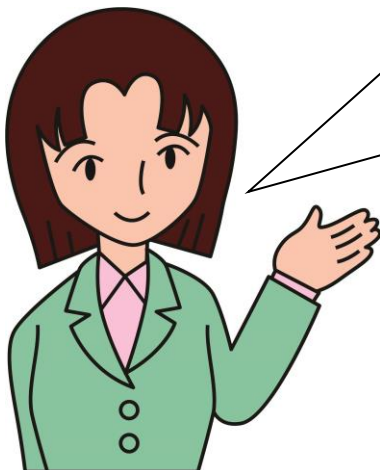
上下水道課

目 次

◎指定給水工事事業者に関する注意事項	1
◎給水装置工事フロー	2
◎事務手続きと注意事項	3
1 事前確認事項	3
2 水道加入申込書及び給水装置工事申込書	3
3 給水装置工事完了届	4
4 給水装置工事検査済証	4
5 給水装置の使用等に関する届	4
6 指定工事事業者の事業の運営に関する基準	5
7 主任技術者の職務等	5
◎給水設計手順の注意事項	7
I 調査	7
II 計画	7
III 図面作成	7
1 記入方法	7
2 図面の種類	9
3 文字	9
4 縮尺	10
5 単位	10
6 方位	10
7 その他	10
IV 給水装置の施行について	10
1 給水管の分岐	10
2 埋設深さ及び占用位置	10
3 止水栓及びメーターの設置	11
4 増圧給水設備	11
5 土工事	11
6 道路復旧工事	11
7 配管工事	11
V 検査について	12
◎指定給水装置工事事業者関係 様式（抜粋）一覧	15
◎図面の作成（例）	16

指定給水工事事業者に関する注意事項

- 1 次の項目に変更がある場合は、指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第7号）を、（変更のあった日の翌日から起算して30日以内に）必ず提出すること。
 - ①氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ②法人にあっては、役員の氏名
 - ③事業所の名称及び所在地
 - ④選任している主任技術者本人の氏名（結婚で氏が変わった等の場合）又は当該主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 主任技術者を選任又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第4号）を、遅滞なく市長に提出すること。
- 3 指定証を汚損又は紛失したときは、指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第6号）にて、再交付を申請すること。
- 4 給水装置工事の事業の廃止、休止をしようとする者は、指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書（様式第8号）を、（廃止又は休止の日の翌日から起算して30日以内に）必ず提出すること。
- 5 指定給水装置工事事業者証の有効期間は5年間です。

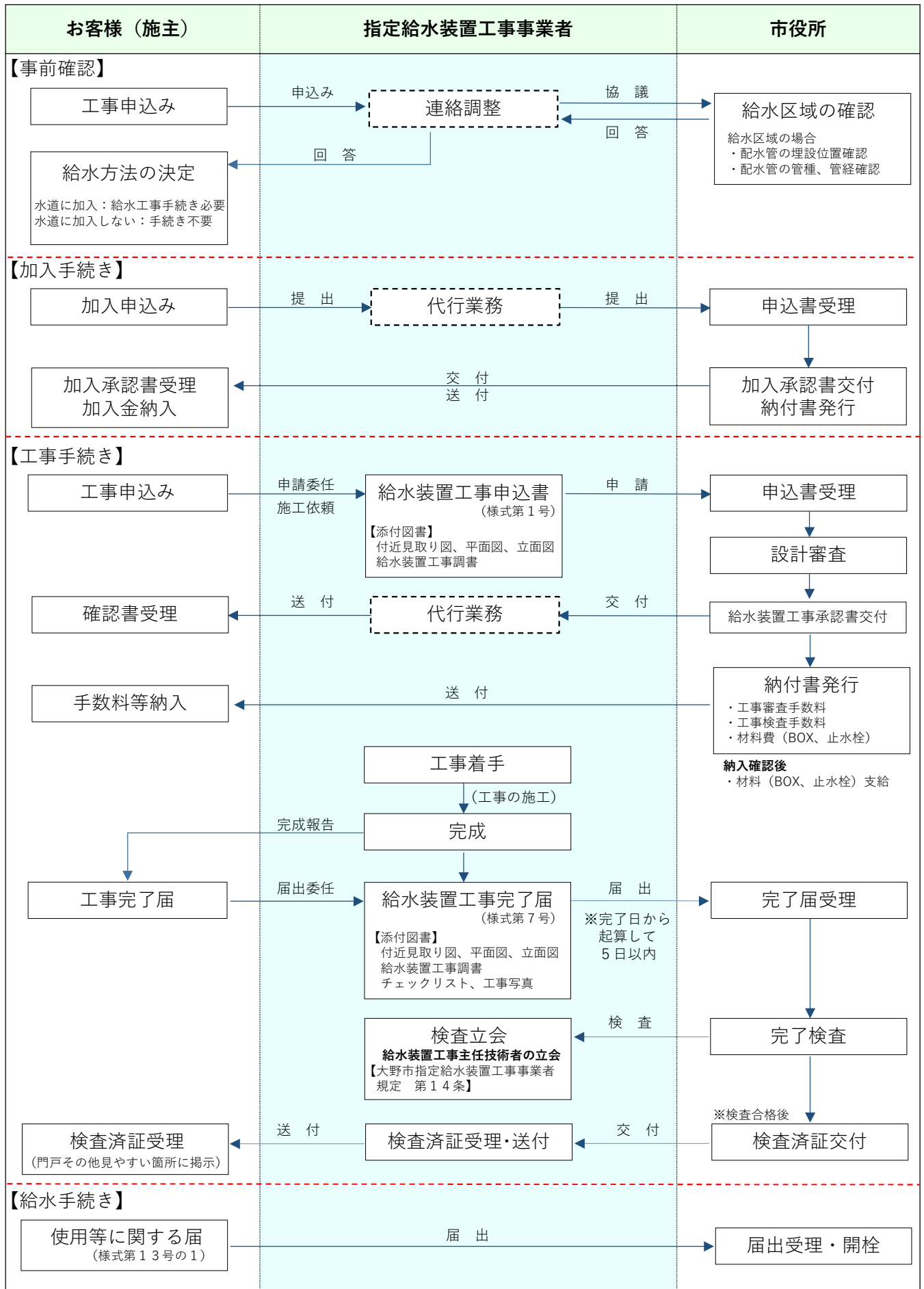


何らかの変更が生じた場合は、まずは上下水道課に連絡をして、指示を受けてください。

届出を怠ると、指定取り消し又は効力停止の措置を取らざるを得ないことがありますので、絶対に忘れないようにしてください。

お願いします。

給水装置工事フロー



事務手続きと注意事項

1 事前確認事項

- ① 依頼された給水工事箇所が、既配水管布設区域かどうか等、上下水道課にて事前に調査すること。

2 水道加入申込書及び給水装置工事申込書

(1) 水道加入申込書（様式第10号）

- ① 加入申込者氏名欄は、必ず需要者本人（家族）の自書とし、押印を求めること。

(2) 給水装置工事申込書（様式第1号）

- ① 土地所有者その他利害関係人がある場合は、承諾印を求めること。
- ② 申込書は、着工前に余裕をもって提出すること。
- ③ 「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」等の法令及び条例、規則を遵守すること。
- ④ 申込書は、添付書類を含めてA4とすること。図面等で必要な場合は、A3とし、A4に折り込むこと。
- ⑤ 申込書用紙は、平面図等の様式と一緒に上下水道課で交付を受けること。厚紙を使用しているので、複写したものを使用しないこと。

※設計書の審査には、通常1週間程度必要となります。

※口径等によりメーターの在庫がない場合は、入手に3週間程度必要となりますので、上下水道課との事前協議時に在庫確認をしてください。

※給水装置を共有または共用する場合は、管理人の選任が必要となります。

※需要者本人（家族等）が市内に居住しない場合は、市内に居住する代理人の選任が必要となる場合があります。

☆添付書類（各1部）

- ① 付近の見取図 住宅地図等を使用。方位、道路及び目標となる地物の記載があること。
- ② 平面図 縮尺200分の1から100分の1までのものとする。ただし、広大な敷地を有するものについては、この限りでない。作成要領は、次のとおり。
 - ア 配水管と給水管の接続箇所、敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水箇所、給水設備その他これらに類するものの位置及び縮尺（黒色で記入）
 - イ 給水管きょの位置、材質、大きさ及び延長（黒色で記入）
 - ウ メーター及び検針用カウンターの設置箇所
 - ・メーター：Mを○で囲み青色で表示
 - ・カウンター：■を青色で表示しカウンターと明記
 - エ 上水道以外の水を併用の場合は、その給水管きょの位置を赤色で記入し、かつ公共下水道等の他の水道メーター及びカウンターがある場合は、赤色で表示すること。
- ③ 立面図 土被り、管種、口径及び延長

- ④工事調書 給水装置工事調書（様式第2号）又は給水装置工事調書の記載項目が明記された指定給水装置工事事業者の見積書又はその写し等
- ⑤その他 市長が必要と認める図書（指示がある場合）
 - ・配管図 2階等で平面図では分かりにくい場合
 - ・構造詳細図等 貯水槽、受水槽等の承認図、カタログなど
 - ・材料明細 認証リスト 等

3 給水装置工事完了届

- ①給水装置工事完了届（様式第7号）は、工事完了の日から起算して5日以内に提出すること。「工事完了の日」とは給水装置に係る工事の完成日であり、引渡し日や入居の日ではないので注意すること。
- ②完了届は、添付書類を含めてA4とすること。図面等で必要な場合は、A3とし、A4に折り込むこと。

☆添付書類（各1部）

- ①自主検査チェックリスト（様式第8号）
 - ②工事完了後を表す給水装置工事申込書に添付した図書
 - ③その他 市長が必要と認める図書（必ず必要）
 - ・写真
着工前全景、完成後全景、水道メーター設置状況、カウンター設置状況、砂基礎施行状況、配管状況（配水管と給水管の分岐、官民境の伏せ越し）は必ず必要
※必ず黒板を入れて撮影すること。布設状況は、周辺風景を入れ埋設位置が分かるように工夫すること。
- （指示がある場合）
- ・配管図、構造詳細図等

4 給水装置工事検査済証

- ①検査済証を受領した場合は、速やかに門戸等の見えやすい箇所に貼り付けること。

5 給水装置の使用等に関する届

- ①給水装置の使用等に関する届（様式第13号）は、工事検査済証交付後速やかに提出すること。
- ★水道使用料の口座振替は、下記の金融機関窓口で申し込むことができます。依頼書は、金融機関窓口に備えてありますので、問い合わせがありましたら、そのように答えてくださるよう協力願います。

お申し込みの場所（次の取扱金融機関の本・支店窓口）

- ・北陸銀行 ・福井銀行 ・福邦銀行 ・越前信用金庫 ・北陸労働金庫
- ・福井県農業協同組合 ・ゆうちょ銀行

6 指定工事業者の事業の運営に関する基準

次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めること。

- (1) 給水装置工事ごとに選任した主任技術者の中から、主任技術者の職務を行う者を指名すること。
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令等の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、(1)の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 給水装置工事申込者の氏名又は名称
 - イ 施行の場所
 - ウ 施行完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ 竣工図
 - カ 使用した給水管及び給水用具に関する事項
 - キ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質の確認の方法及びその結果

7 主任技術者の職務等

主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行うこと。また、給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従うこと。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条第1項及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることの確認（第三者認証品およびJIS規格品であれば認証マーク等の確認）

(4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡



給水設計手順の注意事項

I 調査

1	工事場所	町名、丁目、番地等の住居表示番号
2	使用水量	使用目的（事業・住居）、使用人員、延床面積、取付栓数
3	既設給水装置の有無	所有者、布設年月日、形態（単独・連帯）、口径、管種、布設位置、使用水量、栓番
4	屋外配管	水道メーター、止水栓の位置、布設位置
5	屋内配管	給水栓の位置（種類と個数）、給水用具
6	配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切り弁、配水管の水圧、消火栓の位置
7	道路の状況	種別（公道・私道等）、幅員、舗装別、舗装年次
8	各種埋設物の有無	種類（下水道・ガス・電気・電話等）、口径、布設位置
9	現地の施行環境	施行時間（昼・夜）、関連工事
10	既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連
11	受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート
12	工事に係る同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、その他利害関係人の承諾
13	建築確認	建築確認通知（番号）

II 計画

1	使用水量の決定	建物用途、水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮すること。 同時使用水量の算定は、各種算定方法を踏まえ、使用実態で行うこと。
2	口径の決定	配水管の水圧において計画使用水量を供給できる大きさにすること。 水理計算は、計画条件に基づき損失水頭、管口径、メーター口径等を算出すること。 メーター口径は、計画使用水量に基づき、市の指定するメーターの使用流量基準の範囲内で決定すること。

III 図面作成

1 記入方法 【例】（管種・口径・延長）D I P ϕ 25 - 7.0

(1) 給水管の管種記号

管 種	記号
ダクタイル鋳鉄管	D I P
鋳鉄管	C I P
ステンレス鋼管	S S P
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H I V P

硬質塩化ビニル管	V P
ポリエチレン管	P P
硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P - V
ポリ粉体ライニング鋼管	S G P - P
亜鉛メッキ鋼管	G P
銅管	C P
耐衝撃性硬質塩化ビニルライニング鋼管	S G P - H V
架橋ポリエチレン管	X P E P
ポリブデン管	P B P
石綿セメント管	A C P
鉛管	L P
ライニング鉛管	P b T W
塗膜装鋼管	S T W P

(2) 弁栓類その他の図式記号

名称	図示記号	名称	図示記号	名称	図示記号
仕切弁		私設 消火栓		管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メータ	
逆止弁		口径変更			

(3) 給水栓類の符号（平面図）

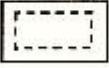
種類	符号	種別	符号
一般用具		その他	

(4) 給水栓類の符号（立面図）

種別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド)		一般用具 (フラッシュバルブ)	
一般用具 (ホールタップ)		その他			

注：その他とは、特別な目的に使用されるもの。例えば湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

(5) 受水槽その他の記号及び符号

名称	受水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
記号 および 符号				

注：受水槽式給水の場合は、受水槽及びポンプ施設の詳細を別に添付すること。

(6) 工事別の表示方法

名称	新設	既設	撤去・廃止
線別	黒色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す
記入例			

2 図面の種類

給水装置工事の計画、施行に際して（1）位置図（2）平面図を、必要に応じて（3）詳細図（4）立面図（5）立体図を作成すること。

（1）位置図 給水家屋の付近の状況等が把握できること。

①給水家屋、施行路線、付近の状況、道路状況及び主要建物の記入

（2）平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示すること。

①給水栓等給水用具の取付位置

②配水管からの分岐位置のオフセット（3点から測定）

③布設する管の管種、口径、延長及び位置

④道路の種別（舗装種別、幅員、歩車道区分、公私道区分）

⑤公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連給水栓番号

⑥分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径

⑦その他工事施行上必要とする事項（障害物の表示等）

（3）詳細図 平面図で表現できない部分を別途詳細に図示すること。

①平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図示

（4）立面図 建物や給水管の配管状況等を図示すること。

①平面図で表すことのできない建物や配管等の表示

（5）立体図 給水管の配管状況等を立体的に図示したもの。

①平面図で表現できない配管状況を立体的に表示

②施行する管種、口径及び延長等の記入

3 文字

（1）明確に書き、漢字は楷書とすること。

（2）左横書きとすること。

4 縮尺

- (1) 平面図は原則、縮尺 1 / 2 0 0 ~ 1 / 1 0 0 の範囲で適宜作成すること。
- (2) 縮尺は図面ごとに明記すること。

5 単位

- (1) 給水管及び配水管の口径の単位は m m とし、単位記号はつけないこと。
- (2) 給水管延長の単位は m とし、単位記号はつけないことし、延長は少数第 1 位（小数第 2 位を四捨五入）までとする。

6 方位

- (1) 作図に当たり、必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。

7 その他

- (1) 受水槽式給水の場合の図面は、直結式給水部分（受水槽）と受水槽以下に分けること。

IV 給水装置の施行について

1 給水管の分岐

- (1) 構造・材質基準を遵守するなかで、配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 3 0 c m 以上離すこと。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないものとする。
- (3) 水道以外の管との誤接続を行わないよう十分な調査をすること。
- (4) 異形管及び継手から給水管の分岐を行わないこと。
- (5) 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに給水管の口径に応じたサドル分水栓、分水栓、割 T 字管又はチーズ、T 字管を用いること。
- (6) 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付けは、ボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
- (7) 穿孔機は確実に取付け、その仕様に合ったドリル、カッターを使用すること。
- (8) 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。

2 埋設深さ及び占用位置

- (1) 給水管の埋設深さは、道路部分にあつては道路管理者の指示（通常：市道：0 . 7 m、国県道：0 . 9 5 m）に従い、敷地部分にあつては 0 . 3 m 以上を標準とすること。
- (2) 道路部分に配管する場合は、他の占用物件との位置関係を誤らないよう道路管理者と協議すること。
- (3) 道路部分に布設する給水管には、埋設表示シートを敷設し、口径が 7 5 m m 以上の給水管には管表示テープを貼り付けること。
- (4) 敷地部分に布設する給水管の位置については、維持管理上のため管理設杭、鉋等によりその位置を明示すること。また、管路及び止水用具は、オフセットを測定し台帳に記録しておくこと。

3 止水栓及びメーターの設置

- (1) 配水管から分岐して最初に設置する止水栓の位置は、原則として敷地部分の道路境界線の近く（概ね1 m）とすること。
- (2) 止水栓は、維持管理上支障がないよう、メーターBOX又は専用BOX内に収納すること。
- (3) メーターの設置位置は、原則として道路境界線に最も接近した敷地部分で、メーターの点検及び取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷、凍結等のおそれがない場所とすること。
- (4) メーターの遠隔指示装置の設置は、メーター本体から電線管を通し、建物所有者の了承を得て最寄りの構造物等の壁面に冬季の積雪を考慮した高さに設置すること。
- (5) メーターを地中に設置する場合は、鋳鉄製、プラスチック製等のBOX内にいれること。
- (6) メーター設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けること。

4 増圧給水設備

- (1) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結しないこと。

5 土工事

- (1) 工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した方法に従って行い、設備の不備、不完全な施工等によって事故や障害を起こさないようにすること。
- (2) 掘削に先立ち事前調査を行い、安全且つ確実な施行ができる掘削断面とすること。
- (3) 掘削方法の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討した上で決定すること。
- (4) 掘削は、周辺環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分配慮すること。
- (5) 埋め戻しは、良質な土砂を用い、施行後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締固めること。

6 道路復旧工事

- (1) 舗装の本復旧は、道路管理者の指示に従い、埋め戻し完了後速やかに行うこと。
- (2) 速やかに本復旧工事を行うことが困難なときは、道路管理者の承諾を得た上で仮復旧工事を行うこと。

7 配管工事

- (1) 配管工事に当たっては、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令を遵守し、耐圧、耐久、接合、漏水等の維持管理を考慮した施行とすること。
- (2) 事故防止のため、他の埋設物との間隔は30 cm以上確保すること。
- (3) 給水管及び給水用具は、浸出に関する基準に適合したものを用い、末端部の排水機構等の汚染防止や対策等を講じた施行とすること。

- (4) 接合用シール材又は接着剤は、水道用途に適したものを使用すること。
- (5) 水栓等は水撃限界性能を有するものを用いるか、上流側に近接して水撃防止器具を設置するなど防止策を講じること。
- (6) 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所では、耐食性を有する材質の用具を使用するか、防食材等で被覆するなどの防止策を講じること。
- (7) サドル分水栓などの分岐部及び被覆されていない金属製の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆するなどの侵食防止策を講じること。
- (8) 水が逆流するおそれのある場所においては、吐出口空間を確保するなどの逆流防止のための措置を講じること。
- (9) 凍結のおそれがある場所にあつては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は、断熱材で被覆するなど適切な凍結防止策を講じること。
- ア 凍結深度より深くする。
- イ 結露のある給水装置には、防露措置を講じる。
- ウ 自動水抜き栓など設置する。

- (10) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。（クロスコネクション防止）

※誤って接続されやすい配管

- ①井戸水の配管
- ②工業用水、再生利用水の配管
- ③プール、浴場等の循環用の配管
- ④水道水以外の給湯配管
- ⑤雨水管
- ⑥冷凍機の冷却水配管
- ⑦その他排水管等

V 検査について

給水装置工事主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。

(1) 書類検査

検査項目	検査内容
位置図	工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。
	工事箇所が明記されていること。
平面図及び 立体図	方位が記入されていること。
	建物の位置、構造が分かりやすく記入されていること。
	道路種別等付近の状況が分かりやすいこと。
	隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。
	分岐部のオフセットが記入されていること。
	平面図と立体図が整合していること。

	隠ぺいされた配管部分が明記されていること。
	各部の材料、口径及び延長が記入されていること。
	①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。
	②構造・材質基準に適合した適切な施行方法が取られていること。
	(水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記)

(2) 現地検査

検査種別及び検査項目		検査内容
検査前	管内洗浄	
屋外の検査	分岐部オフセット	正確に測定されていること。
	水道メーター、メーター用止水栓	水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 検針、取替に支障がないこと。 止水栓の操作に支障がないこと。 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	埋設深さ	所定の深さが確保されていること。
	管延長	竣工図面と整合すること。
	きょう・ます類	傾きがないこと。
	止水栓	スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	配管	延長、給水器具等の位置が竣工図面と整合すること。 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直結されていないこと。 配管の口径、経路、構造等が適切であること。 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がされていること。 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がされていること。 クロスコネクションがされていないこと。
	接合	適切な接合がされていること。
	管種	性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	給水用具	性能基準適合品の使用を確認すること。
	接続	適切な接合がされていること。
受水槽	吐水口空間の測定	吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査		通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。

耐圧試験	1. 7.5MPa で1分 以上保持	一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないこ とを確認すること。
水質の確認	残留塩素0.1mg/L 以上臭気、味、色、 濁り：異常ないこと	残留塩素の確認を行うこと。

指定給水装置工事事業者関係 様式（抜粋）一覧

◎ 大野市指定給水装置工事事業者規程の様式				
様式番号	様式の名称	適 要		
第 4 号	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	主任技術者に異動がある場合は、必ず提出すること。		
第 6 号	指定給水装置工事事業者証再交付申請書	指定証を汚損又は紛失した時は、再交付を申請すること。		
第 7 号	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	次の項目に変更がある場合は、必ず提出すること。 ①氏名又は名称等 ②役員の氏名 ③事業所の名称及び所在地 ④主任技術者本人の氏名又は免状の交付番号		
第 8 号	指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書	事業の廃止、休止をしようとする者は、必ず提出すること。		
◎ 大野市水道給水条例施行規則の様式				
様式番号	様式の名称	工事に 必 須	場合に より要	個人
第 1 号	給水装置工事申込書（用紙注意：厚紙）	○		
*	付近の見取図・平面図・立面図の様式（A 4 厚紙） （A 4 で作成不可の場合は、独自に A 3 で作成のこと。）	○		
第 2 号	給水装置工事調書（見積書又はその写し等でも可）	○		
第 4 号	給水装置工事の内容変更申込書		○	
第 5 号	給水装置工事施行に関する誓約書		○	
第 6 号	給水装置工事の取りやめ申出書		○	
第 7 号	給水装置工事完了届（用紙注意：厚紙）	○		
第 8 号	自主検査チェックリスト	○		
第 10 号	水道加入申込書	○		
第 11 号	給水装置所有者の代理人に関する届		△	○
第 12 号	給水装置の管理人に関する届		△	○
第 13 号	給水装置の使用等に関する届	○		
第 14 号	給水装置の用途等の変更届			○

* 必要な様式は、上下水道課で受け取ってください。